

# 甲第57号証

0

ガスキン対英國判決



## COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS

裁判所（予審）

ガスキン 対 英国 事件

(申請番号 10454/83)

ガスキン事件において、  
欧洲人権裁判所は、裁判所規則第 50 条に基づき本会議で決定を下  
し、以下の裁判官で構成される。

Mr. R. RYSSDAL, President,  
Mr. J. CREMONA,  
Mr. Thor VILHJÁLMSSON,  
Mrs. D. BINDSCHEDLER-ROBERT,  
Mr. F. GÖLCÜKLÜ,  
Mr. F. MATSCHER,  
Mr. L.-E. PETTITI,  
Mr. B. WALSH,  
Sir Vincent EVANS,  
Mr. R. MACDONALD,  
Mr. C. RUSSO,  
Mr. R. BERNHARDT,  
Mr. A. SPIELMANN,  
Mr. J. DE MEYER,  
Mr. J.A. CARRILLO SALCEDO,  
Mr. N. VALTICOS,  
Mr. S. K. MARTENS,  
および、登録官 Mr. M.-A. EISSEN 氏、副登録官 Mr. H. PETZOLD 氏、  
1989 年 3 月 30 日および 6 月 23 日に非公開で審議し、  
次の判決を下し、頭蓋判決は前記の日付で採択された。

手続き

判決

ストラスブル  
1989年7月7日

1. 本件は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府（以下「政府」という）により 1988 年 3 月 8 日に、欧洲人権委員会（以下「委員会」という）により 1988 年 3 月 14 日に、人権及び基本的自由の保護に関する条約（以下「条約」という）の第 32 条第 1 項及び第 47 条（第 32 条の 1、第 47 条）に定められた 3 か月の期間内に当法廷に付託された。人権および基本的自由の保護に関する条約（以下「条約」）の第 32 条第 1 項および第 47 条（第 32 条第 1 項、第 47 条）に規定される 3 ヶ月の期間内に、欧洲人権委員会（以下「委員会」）によって審査され

\* レジストラによる注釈この事件の番号は、2/1988/146/200 である。番目の数字は、この事件が裁判所に付託された年、1 番目の数字は、その年に付託された事件のリストにおけるその位置を示し、最後の 2 つの数字は、それぞれ、裁判所が創設され以来、裁判所に付託された事件および（委員会への）原始出願のリストにおけるその事件の順序を示す。

- た。この事件は、1983年2月17日に英國籍の Graham Gaskin 氏が第 25 条に基づき委員会に提出した英國に対する申請 (no.10454/83) に端を発する。
2. 欧州委員会の要請は、第 44 条と第 48 条および英國が裁判所の強制管轄権（第 46 条）を承認した宣言に言及した。要請および政府の申請の目的は、本件の事実が被申請国による条約第 8 条および要請に関する限り第 10 条の義務違反を開示したか否かについて決定を得ることであった。
  3. 裁判所規則第 33 条 para.3(d), 申請人は、裁判所に係属中の手続に参加することを希望し、申請人を代理する弁護士を指定した。
  4. 構成される会議所は、職権上のメンバーとして、英國籍の選出裁判官である Sir Vincent Evans (条約第 43 条) と、裁判所長である Mr R. Ryssdal (規則 21 条 par.3(b))。1988 年 3 月 25 日)、裁判所長は、登録官の立会いの下に、他の 5 人のメンバー、すなわち J. ピニエイロ・ファリニャ氏、B. ウオルシュ氏、C. ルッソ氏、R. ベルンハルト氏及び N. バルティコス氏の名前をくじ引きで決定した (条約第 43 条罰金及び規則 21 条 4)。

5. Ryssdal 氏は本会議場の議長に就任した (規則 21 ペラグラフ 5)。同議長は登録官を通じて、書面手続の必要性に関する政府代表部、歐洲委員会代表部および申請人の弁護士の見解を確認した (規則 37 条 1 項)。その後、会議所議長の命令および指示に従い、政府のメモリアルは 1988 年 8 月 30 日に、申請人のメモリアルは 1988 年 9 月 1 日に登録簿に登録された。第 50 条の適用に関連する更なる記念牌は、1989 年 4 月 27 日と 5 月 24 日に申請人から、6 月 16 日に政府から、登録簿に提出された。

6. 登録官を通じて法廷に出廷する者たちに相談した後、大統領は 1988 年 12 月 6 日、口頭審理を 1989 年 3 月 28 日に開始するよう指示した (規則 38)。
7. 1989 年 2 月 23 日、本会議場は、本会議場のために管轄権を放棄することを決定した (規則 50)。
8. 審問は、約束の日にストラスブールの建物権利人間で公開で行われた。開廷の直前、裁判所は準備会議を開催していた。

裁判所に出廷した者は以下：

- 政府側  
Mr I.D. HENDRY, Legal Adviser,  
Foreign and Commonwealth Office,  
Mr N. BRATZA, Q.C.,  
Mr E.R. MOUTRE, Solicitor,  
Department of Health and Social Security,

Mrs A. WHITTLE, Department of Health and Social Security,  
Mr R. LANGHAM, Department of Health and Social Security,  
Miss T. FULLER, City Solicitor's Department,

Mr A. JAMES, Liverpool City Council, Advisers,  
Liverpool City Council,

Delegate;  
Mrs G.H. THUNE,  
- 申請人  
Mr R. MAKIN, Solicitor

3. Counsel  
of the Supreme Court,  
9. 裁判所は、政府側の Bratza 氏、委員会側の Thune 氏、および申請人側の Makin 氏による演説と、質問に対する回答を聴取した。

#### 事実関係について

10. 申請人は英國籍で、1959 年 12 月 2 日に誕生した。母親の死後、1960 年 9 月 1 日に 1948 年児童法（「1948 年法」）の第 1 項に基づき、Liverpool City Council によって保護された。申請人は、1 週間から 5 ヶ月の間に 5 回、父親の世話になつた期間を除いて、1974 年 6 月 18 日まで自主的に保護された。その日、申請人はリバーポール少年裁判所に出頭し、強盗や窃盜を含む多くの犯罪について有罪を認めた。裁判所は、1969 年児童・青少年法第 7 条に基づき、申請人に關して保護命令を下した。1977 年 12 月 2 日に成年（18 歳）に達したため、申請人は Liverpool City Council の保護を受けることができなくなった。
11. 申請人が保護されていた期間の大部分は、Boarding-Out of Children Regulations 1955（「1955 年規則」）の規定に従つて、様々な里親のもとに寄宿していた。これらの規則の条項の下で、地方自治体は申請人とその看護に関する特定の機密記録を保持する義務を負つていた（下記 13 項参照）。

12. 1978 年 10 月 9 日、申請人は Liverpool City Council に雇用されているソーシャルワーカーから、法定義務に従つて Council の Social Services Department が保管する自分に関する事件記録を見る許可された。申請人は、1978 年 10 月 12 日に社会サービスの詳細を得ることを希望している。

ビス部に返却するまで、審議会の同意なしにこれらの記録を持ち出し、自分の所有物とした。

#### I.申請人の事件記録およびその開示申請について

13. 地方自治体では、看護されているすべての子供に関して事件記録を保管することが慣習となっている。ボードアウトされた子供に関しては、1948年法第14条に基づき制定された1955年規則により、事件記録を保管する法的義務があり、現在もその義務がある。1955年規則の第10条は、関連する限りにおいて、次のように規定されている。
- (1)「(1)地方公共団体は、以下の点に関して事件記録を編集しなければならない。
- (a)彼らによってボードアウトされたすべての子供。
- (b)…
- (c)…そして、当該記録は最新に保たなければならない。
- (2)…

- (3)本規則に基づいて作成されたすべての事例記録またはそのマイクロフィルム記録は、関係する児童が18歳に達した後またはその年齢に達する前に死亡した後、少なくとも3年間保存しなければならず、当該マイクロフィルム記録または当該事例記録がない場合は、国務長官の正式な権限を有する者が合理的な時間にいつでも閲覧できるものとする。」
14. 1979年、申請人は、過失による損害賠償のために地元当局に対して訴訟を起こすことを希望し、1970年司法管理法（「1970年法」）第31条に基づき、彼の看護期間中に作成された地元当局の事件記録の開示を求める申請を行った。1970年法第31条は、特に、高等裁判所は、人身傷害に関する法的手続きの当事者となる可能性がある者に対して、このような開示を命じる権限を有すると規定している。
15. この申請は1980年2月22日に高等裁判所で審理された。地方当局は、記録の開示と提出は公共の利益に反するという理由で、記録の開示の許可に反対した。これらの事件記録の主な貢献者は、医療従事者、学校の教師、警察官、保護観察官、ソーシャルワーカー、ヘルスビジャー、里親、レジデンススクールのスタッフであった。事件記録への彼らの貢献は厳重な機密として扱われ、そのような記録が可能な限り完全かつ率直であることが

は、ケアシステムの効果的な実施のために有益であった。もし証拠開示が命じられたら、記録への貢献者は将来的に報告で率直なことを言うのをためらうから、チャイルドケアサービスの適切な運営という公共の利益が損なわれることになるであろう。

16. 申請人は、地方当局に対する個人的な傷害のための申請手続きのために、地方当局が保有する事件記録が、一般的な証拠開示の原則に基づいて利用可能にされるべきであると主張した。さらに、地方当局がケア中の子供に提供したケアの標準を検討するための何らかの手段を利用できるようにすることも公共の利益にかならうと主張した。
17. 裁判官は、問題の記録を読むことはしなかったが、効率的な意見システムの維持という公共の利益と、提案された訴訟の目的で自分の事件記録の閲覧を受けたいという申請人の私的利益のバランスをとった。ロールス卿のデニング卿が、1955年規則第10条に基づき作成された事件記録は私的かつ機密とみなされたとしたRe D (infants) [1970] 1 Weekly Law Reports ("WLR") 599の事例を参照した後、次のように結論付けた。

"私は、看護サービスが適切に機能するためには、関連文書の機密保持が必要であることを疑う余地はないと思います。これは非常に重要なサービスであり、私の判断では、個人の利益（これも非常に重要である）より優先されなければならない。私は、証拠開示を拒否することによって、公共の利益がより良くなることを確信しており、これを実行する。"

18. 申請人はこの決定を不服として、控訴院に控訴した。1980年6月27日、控訴院は全会一致でこの控訴を棄却した。控訴裁判所の見解では、高等裁判所はその判断において、競合する利益のバランスを正しくとっていた。例えば、重大な疑惑が生じ、裁判所が文書を開覧することなく公私の利益のバランスを適切に判断できない場合などである。しかし、今回のケースは、裁判所自身が文書を開覧することによって、高等裁判所の判断はようなケースではない。したがって、高等裁判所の判決は支持され、貴族院への控訴は拒否された (Gaskin v. Liverpool City Council [1980] 1 WLR 1549)。

#### II.個人ファイルへのアクセスに関するシティ・リバプール・カウンシルの決議事項

19. 1980年10月21日、Liverpool City CouncilはChild Care Records Sub-Committee（以下「小委員会」）を設置し、個人のソーシャ

ルサービスファイルへのアクセスに関する調査を行った。

20. 1982年6月17日、小委員会は、特に医療と警察の情報に関する一定の保護と制限を条件として、社会サービスの元顧客に事件記録を利用可能にすることを勧告した。申請人について、小委員会は、申請人が保護されている間に経験した、若者の成長にとって有害な可能性があると認識され多くの配置を懸念をもつて見たが、「担当者が思いや以外の方法でその任務を遂行した」ことを示唆する証拠は見つからなかった。申請人は、医療情報と警察情報を除外することを条件に、彼の事件記録へのアクセス、およびそのコピー作成を許可された。

21. 1982年6月30日、小委員会の勧告は、医療関係者と警察関係者が提供した情報の開示に同意を求めるという修正を加え、社会福祉委員会の決議として具体化された。しかし、小委員会の反対メンバーであるLea氏は、この決議に異議を唱える訴訟を提起し、訴訟の裁判が行われるまで、あるいはさらなる命令が市議会がこの決議を実施することを妨げる仮処分決定を得た。

22. 1983年1月26日、リバプール市議会はさらなる決議案を可決した。将来的の記録に関しては、1982年6月30日の決議の一般的な条件を繰り返し、秘密裏に与えられた情報を保護し、特定の場合には個人記録の全部または一部を非開示とするための一定の制限をさらに加えたが、1983年3月1日以前に入手し編集した情報に関する同意を得た場合にはのみ開示すべきと決議された。この方針に従い、決議では、評議会の役員に対し、Gaskinのファイルに情報を提供したさまざまな提供者に、開示を視野に入れて直ちに連絡を取るよう指示した。しかし、自治体の役員は、Lea氏が起こした法的措置の結果が出るまで、この決議を実行しないよう命じられました。この訴訟は1983年5月13日に中止され、6月29日、地元当局は、1月26日の決議を1983年9月1日から実施するという趣旨のさらなる決議を確認した。

23. 1983年8月24日、保健社会保障省は、1970年地方自治体社会サービス法第7条に基づき、地方自治体および保健当局に対して、社会サービス事件記録の情報の対象者である者への開示に関する原則を定めたサーキュラーLAC（地方当局回覧板）(83)14を発行した。回覧板の第3項で示された一般的な方針は、個人的なソーシャルサービスを受ける人は、十分な保護措置のもので、ソーシャルサービスの記録で自分について語られている

ことを知ることがべき、一定の例外を除いて、そこにアクセスすることが許されるべきであるというものだった。第5項では、情報を非公開とする理由を5つの見出しで示した。その中には、秘密裏に情報を見出でした。その中には、サービス部門のスタッフの機密判断の保護などが含まれている。第6項から第9項では、クライアントの事件記録へのアクセスに関する方針が、より具体的に示されている。特に第7項では、アクセスマネジメント申請がなされたときに、天秤の反対側に重きを置くべき考慮事項が定義されており、本事件の目的に最も関連するのは、「第三者から秘密裏に得た情報は、その第三者の同意なしに依頼者に開示してはならない」とある。しかし、9項では、既存の記録はその内容が開示されないことを前提に作成されているため、新しいボリシーの導入前に記録に記載された資料は、いかなる場合でも、情報の提供者の許可なしに開示されるべきではないと規定されていた。

24. 1983年8月31日、高等法院は、1983年1月26日の決議が過切な限度を超えており、特にCircular LAC (83) 14に含まれる特定の重要な保護措置が省略されているという理由で、1983年6月29日の決議で修正されたものに対する司法審査申請の許可を検事総長に与えた。この訴訟の裁判が行われるまでの間、1983年1月26日の決議を実施することを禁じる差し止め命令が下された。

25. 1983年11月9日、リバプール市議会は、1983年10月18日の社会サービス委員会のさらなる決議を確認し、情報が保管されるべき特定の追加理由を設定した。この決議では、申請人のファイルにある情報は、ファイルの貢献者（または一部の情報に関しては社会サービス部長）が同意すれば、申請人に提供されべきであり、その情報の公開前に、ファイルに含まれる情報の様々な貢献者に連絡を取り、その許可を得るべきであるとした。政府通達LAC (83) 14（上記パラグラフ23参照）に沿った。この決議の通過後、司法長官は司法審査の申請を取り下げた。

26. 申請人の事件記録は46名から提供された約352枚の文書で構成されていた。1986年5月23日、19人から提供された65枚の文書のコピーが申請人の弁護士に送付された。これらは、著者が申請人に開示することに同意した文書であった。開示された各文書の規模は、1通の手紙から多数の手紙や報告書までさまざまであった。

27. 守秘義務の放棄を拒否した投稿者は、理由を問わなかつたが、特に、第三者の利益が損なわれる可能性があること、文脈

を無視して投稿しても価値がないこと、職業上の信頼が関係していること、クライアントに報告を閲覧する習慣がないこと、手紙や報告が投稿者の記憶に残るにはあまりにも長い期間が経過していること、などを述べた。

さらに、1986年6月、ある投稿者は、申請人の利益を害するという理由で、開示の同意を拒否した。

28. 1986年7月15日付の書簡で、Liverpool City CouncilのDirector of Social Servicesは、申請人の弁護士に対して次のような内容の書簡を送った。

"1986年6月11日付の貴殿の書簡を参考します。

私は、できる限りあなたの役に立たちたいと願っていますが、結局のところ、私たちには本物の意見の相違があるのではないかと思っています。少なくとも私は、あなたが尋ねた質問の意味することを、そう受け止めています。

というのも、私が申し上げたように、最終的には、遡及的に収集された情報の提供者が、その絶対的な裁量で、当初与えられた「機密」輸送措置から提供された情報を公開したり、公開しなかつたりすることができるのは、このやり取りを有益な形でさらにつけることができると思いません。公開する理由、公開しない理由は、それが良いものであろうと悪いものであろうと無関心であろうと無関係である。

これ以上お役に立てないのが殘念です。"

### III. その後の法整備

29. 1989年4月1日、Access to Personal Files (Social Services) Regulations 1989が施行された。この規則は、Access to Personal Files Act 1987に基づき制定され、Local Authority Circular LAC (89) 2で詳しく説明されているが、医療専門家に由来する個人健康情報を除き、個人に関する保有個人情報へのアクセスを個人に与える義務を社会サービス部門に課し、規則9の例外を条件としている。この後者の規定は、特に、情報の開示に同意していない他の個人（社会サービス従業員を除く）の身元が、情報の対象である個人または情報へのアクセスを得る可能性のある他の人によって開示または推測される可能性のある情報を、開示義務の対象から除外するものである。

政府によれば、規則9(3)の効果は、今後、情報提供者またはその他の第三者の身元を明らかにする可能性があるという前提で、そこに含まれる情報が開示される可能性があるということ。

で事件記録が作成されるようになるということである。しかし、1987年の個人ファイルへのアクセス法第2条(4)により、1989年規則は、規則が施行された後、すなわち1989年4月1日以降に記録された情報に對してのみ適用される。上記ペラグラフ25で述べた決議の採択とその後のGaskin氏への文書の一部公開を規定したCircular LAC (83) 14の場合と同様に、1989年の個人ファイルへのアクセス（社会サービス）規則は遡及効力を有しない。

### 委員会手続

30. 申請人は、1983年2月17日に歐州委員会に申請した（申請番号10454/83）。彼は、Liverpool City Councilが保有する彼のすべての事件記録へのアクセスを拒否したことは、条約第8条に基づく私生活と家族生活の尊重に対する彼の権利、および条約第10条に基づく情報を受け取る後の権利に違反していると主張した。彼はまた、条約の第3条と第13条、第1号議定書の第2条(P1-2)を発動した。

31. 1986年1月23日、歐州委員会は、Liverpool City Councilが自分の事件記録の閲覧を拒否し続けていることに關する申請人の訴えを認めると宣言したが、申請書の残りの部分を認められないと言宣言した。

1987年11月13日の報告書（第31条）において、委員会は、6票対6票で、会長代理の決定票により、申請人にファイルへのアクセスを許可しない結果となつた手続及び決定によって、条約第8条に違反があつたとの結論を下した。さらに、11票対0票（棄権1票）で、条約第10条の違反はなかつたと結論付けた。

委員会の意見書および報告書に含まれる一部反対意見の全文は、本判決の付属書として複製されている。

政府による裁判所への最終提出書類

32. 1989年3月28日の公聽会で、政府はメモリアルに記載された結論の提出を維持し、それによって裁判所に決定と宣言を要求した。

"(i) 事実が条約第8条(art.8)によって保証された申請人の権利の侵害を闇示しないこと。

(ii) 事実が条約第10条(art.10)によって保証される申請人の権利の侵害を顯示しないこと。"

## 法律について

### I. 裁判の範囲

33. 歐洲委員会が認められると宣言した唯一の苦情は、申請人が Liverpool City Council が保有する申請人の事件ファイル全体にアクセスできない状態が続いているというものであった（上記パラグラフ 31 参照）。ファイルへのアクセスに関する問題は、Gaskin 氏が地元当局に対して提起されたが（上記パラグラフ 14-18 参照）、当裁判所に提起された唯一の問題は、開示のための手続きの終了後に申請人がファイルへのアクセスを拒否された手続きおよび決定に関して、第8条および第10条（第8条、第10条）に基づいて生じるものである（委員会の報告書のパラグラフ 93 および 104 参照）。

### II. 第8条の違反の疑い

#### A.適用範囲

34. 申請人は、次のような文言の条約第8条 (art.8) の違反を主張する。

"1.すべての人は、自己の私生活および家族生活、家庭および通信を尊重される権利を有する。

2. 国家安全保障、公共の安全又は國の經濟的福祉のために、無秩序又は犯罪の予防のために、健康若しくは道徳の保護のために、又は他人の権利及び自由の保護のために、法律に従つたものであつて民主主義社会において必要なものを除き、この権利の行使に対して公權力が干渉してはならない。"

35. 委員会では、政府は、ファイルは、地方自治体のために、また地方自治体によって編集された情報であり、申請人の私生活の一部を形成するものではないと主張した。したがつて、彼らの

提出によれば、その編集も、それへのアクセスの問題も、第8条の範囲に含まれない。

法廷での手続きにおいて、政府はこの争点に特に言及せず、むしろ、申請人の私生活尊重の権利に関連する干渉があつたかどうか、あるいは、私生活の尊重をその法的および行政システムを通じて確保するという第8条に内在する積極的義務に従わないことがあつたかどうかに焦点を当てた。

36. 委員会の意見では、「ファイルは、ケアされていない子供の両親の記憶と経験の代替記録となつた」。このファイルには、申請人の子供時代、発達、歴史に関する極めて個人的な側面に関する情報が含まれていることは間違いない、したがつて、申請人の過去と形成期に関する主な情報源となり得る。その結果、そこにアクセスできないことは、第8条に基づく問題を提起することになる。

37. 当裁判所は委員会の意見に同意する。ファイルに含まれる記録は、間違いなく、Gaskin 氏の「私生活および家族生活」に関する一般的な権利が条約第8条1項から導かれるかどうかについて何らの認定は、個人データ及び情報へのアクセスに関する一般的な権利が条約第8条1項から導かれるかどうかについて何ら意見を表明することなく行われる。8条1項に由来するものであるか否かについて意見を述べるものではない。当裁判所は、この分野における一般原則の問題について抽象的に判断することを求められておらず、むしろ Gaskin 氏の申請という具体的なケースを扱わなければならないのである。

### B.本件における第8条の考え方

38. 1986年12月18日のJohnston and Others 判決で裁判所が判示したように、「第8条の本質的な目的は、公的機関による恣意的な干渉から個人を保護することにあるが、それに加えて、家族生活の効果的『尊重』に固有の積極的義務が存在しうる」（シリーズ A no.112 25頁、ペラグラフ 55）のだ。

39. 歐州委員会は、「私生活の尊重は、誰もが個々の人間としてのアイデンティティの詳細を確立できるようにする必要があり、原則として、具体的な正当化なしに、当局がそのような非常に基本的な情報を得ることを妨げるべきではない」と考えた。その報告書の中で、1987年3月26日の同裁判所の Leander 判決に言及があつた。

情報の蓄積と公開の両方は、Leander 氏に反論する機会を与えることに対する権利への干渉に相当する。1 (art. 8-1) "Series A no. 116, p. 22, para. 48)。

欧州委員会は、Gaskin 氏が Leander 事件とは異なる性質のファイルへのアクセスを求めたことを指摘した。しかしながら、地方自治体によって編集・管理されている情報は、申請人の基本的なアイデンティティに関連し、実際に申請人の幼児期と形成期の唯一のまとまった記録となつたため、ファイルへのアクセスを許可しないことは、私生活を尊重する権利に対する干渉であり、第 8 条第 2 項の下で正当化されないと判断したのであつた。

40. 政府は、第 8 条から派生する負の義務、すなわち公権力による恣意的な干渉に対する保障を問題とした Leander 事件とは異なり、本事件は本質的に同条に基づく国の正の義務に關わるものであると主張した。

彼らの見解では、申請人は、第 8 条によつて保証された権利に対する公的機関による直接的な干渉についてではなく、私生活と家族生活の尊重の権利をその法的または行政システムを通じて確保するための国家による失敗について訴えていた。この関連で、政府は、英國の法制度も、申請人のような状況にある者に事件記録への絶対的かつ自由なアクセス権を提供しないことを認めた。しかし、このような積極的な義務の存在は、国家に広い評価余地をもたらすものであった。それぞれのケースで問題となるのは、その余裕を考慮した上で、競合する利益、すなわち、このケースでは育児システムの効率的な機能という公共の利益と、申請人の個人史の一貫した記録へのアクセスという申請人の利益との間に公正なバランスが取れたかどうかである。

41. 裁判所は、本件の状況が、被申請国が本件の申請人に關する個人情報を編集、保存、使用、開示することによって第 8 条の権利を妨害したとされた Leander 事件と異なることにについて政府に同意する。とはいえ、Leander 事件と同様に、本件でも Gaskin 氏の個人史の詳細に関するファイルが存在し、Gaskin 氏はその全体を調査する機会がなかった。

しかし、Gaskin 氏は、自分に關する情報が編集され保存されたことに異議を唱えず、また、その情報が自分の不利益になるよう利用されたと主張しないことは、共通の認識である。実際、Gaskin 氏について編集された情報は、Leander 事件で関連したものとはまったく異なる目的で使用されました。彼はむしろ、

その情報への自由なアクセスを許可しなかつたことに異議を唱えている。実際、事件記録への完全なアクセスを拒否したことで、英国は Gaskin 氏の私生活や家族生活に「干渉」したと言うことはできない。このような拒否に関しては、「(申請人の)訴えの本質は、国が行動したことではなく、行動しなかつたことである」(1979 年 10 月 9 日の Airey 判決、シリーズ A no.32, p.17, para.32 を参照)。

そこで、当裁判所は、申請人の事件記録へのアクセス要求を処理した英國が、条約第 8 条から派生する積極的義務に違反していたかを検討する。

### C. 第 8 条の遵守

42. 確立された判例法に従い、裁判所は、そのような積極的義務が存在するか否かを判断する際に、「共同体の一般的利益と個人の利益との間にとらわれるべき公正なバランス」を考慮する。このバランスをとる上で、第 8 条第 2 項に記載されている目的は一定の関連性を持つかもしれないが、この規定は第 1 項によつて保護される権利に対する「干渉」だけに言及しており、言い換えれば、そこから派生する負の義務に關係している…」。
- (1986 年 10 月 17 日の Rees 判決、シリーズ A No.106, p.15, para.37 を参照).
43. 委員会と同様、当裁判所も、ファイルの内容の秘密保持は、看護制度の効果的な運用に寄与し、その限りにおいて、貢献者の権利だけでなく、看護を必要とする子どもたちの権利も保護するこにより、正当な目的を果たしていると考える。
- (1986 年 10 月 17 日の Rees 判決、シリーズ A No.106, para.37 を参照).
44. 事件記録に含まれる情報の開示に関する一般的な方針について、政府は、1983 年 8 月 24 日付の地方当局の通達 (83) 14 (上記パラグラフ 23 参照) に依頼した。政府はその第 3 項に注目し、それによると、一定の例外を除き、看護記録の閲覧を希望する顧客は、それを許可されるべきであるとした。この通達の条項は、1983 年 10 月 18 日のリバーポール市議会の社会サービス委員会の決議 (上記パラグラフ 25 参照) において、実質的に踏襲された。
- 政府は、回覧板と決議文の両方が、看護記録の対象者である人々が看護記録にアクセスすることの重要性を認めると同時に、看護記録に貢献した人々の守秘義務を尊重することの重要性を主張した。それは、単に投稿者個人の私的な利益を守るためにではなく、もっと広い公共の利益に關わることでした。看護

サービスの適切な運営は、看護サービスの責任者が、医師、精神科医、教師などの専門家や団体からだけでなく、里親、友人、隣人などの私人からも情報を得ることができることができるかどうかになっている。政府は、これらの提供者の守秘義務が尊重されなければ、彼らの協力が得られなくなり、情報の流れが著しく悪くなると主張した。これは、看護サービスの運営に重大な影響を与えることになる。

この関連で、政府は、明らかにされないという明確な理解に基づいて情報を提供した者の権利を明示的に認識することを含む通達の第 5 項と、「第三者から秘密裏に得た情報は、その第三者の同意なしにクライアントに開示されるべきではない」とする第 7 項を特に重要視した。また、新ボリシー導入以前の記録は、一般に、その内容がクライアントに開示されることはないことを前提に作成されており、したがって、投稿者の許可なく開示されなければならないとする第 9 項も注目されました。

この点で、回覧板と決議の両方が、一方で記録へのアクセスを求める個人の利益と、他方で、秘密裏に情報を提供した人々の利益と、完全で率直な記録の維持に対するより広い公共の利益との間で取ったバランスは、政府によつて、適切、合理的、妥当で、第 8 条の下の彼らの義務に一致すると言わわれた。したがつて、同条項によって保証された申請人の私生活尊重の権利を確保するための英國側の失敗はなかつたのである。

45. しかし、申請人はこれに異議を唱えた。彼は、1983 年 8 月に発行された Circular LAC (83) 14 以来、政府の姿勢に生じた根本的な変化を強調した。この通達は、個人的なソーシャルサービスを受ける人は、事件記録の中で自分について語られていることを知ることができるべきであるという「ますます強くなった見解」の証拠であると指摘したのである。1987 年の Access to Personal Files Act とそれに基づく Access to Personal Files (Social Services) Regulations 1989 は、Gaskin 氏の求める情報が将来的に英國の公的機関によってどの程度利用可能になるかを示している（上記パラグラフ 29 参照）。

例えば、Gaskin 氏は、自分の病状を立証したいが、それはすべての記録と専門家のアドバイスがなければ不可能であると、詳細に説明した。

46. 記録の機密性の主張に関して、申請人は、彼の事件記録への貢献者がどのように、またはなぜ彼らの貢献が秘密裏に行われるたと主張したのか、機密性の条件が貢献の前提条件とされたのか、機密性が貢献の時点で明確に表現されていたのか、または

事後的に暗示されていたのかが正確に不明であったと提出しました。

この点に関する裁判所の質問に対し、政府は、1955 年規則（上記パラグラフ 13 参照）に基づき保管される事件記録に提供されたすべての情報は、提供された情報の性質または提供者が守秘義務を放棄したという事実のいずれからも反対のことが明らかでない限り、守秘義務があることを理解して提供されたものとして扱われると説明した。この守秘義務の原則の根拠は、國務長官によって正式に権限を与えられた者が事件記録を閲覧できるようにしなければならないと規定する規則 10 にある。この規定がワードシップ手続きに適用された Re D (infants) [1970] All England Law Reports 1089 で控訴院が述べたように、「このことは、事件記録が私的かつ機密とみなされることを示す」（上記パラグラフ 17 参照）。

47. このような状況の中で、直面する競合する利益を調整するためには、リバプール市議会は、機密保持の放棄を得ることを目的として、様々な情報提供者に連絡したことによりべきである。46 人の提供者のうち、19 人が同意し、352 枚の文書のうち 65 枚が公開された。しかし、Gaskin 氏は、自分のファイル全体へのアクセスを希望している（上記パラグラフ 26 参照）。

48. 歐洲委員会は、申請人が「同意が得られないファイル内のさまざまな項目に関して、申請人の要求を検証することができる独立した手続き」の恩恵を受けないことを擁護した。そして、「ファイルへのアクセスという申請人の利益と、特定の投稿者による秘密保持の主張とのバランスをとるための手続きがなく、その結果、申請人の利益よりも投稿者の利益が自動的に優先される」ことは、追求される目的に対して不釣り合いであり、民主主義社会において必要であるとは言い難いと結論付けた。

主張については、政府の見解では、投稿者の同意を排除する権利や、秘密を覆すべきと判断することとは不合理かつ恣意的であるとしている。さらに、政府は、委員会の委員の一人の反対意見に含まれる、そういうことは道徳的義務に違反することになり、保育制度の効果的な運用を危険にさらすことになるという声明に依拠した。

申請人側は、通達で採用された寄稿者の同意を得る手続きの下では、特定や追跡が不可能なため、同意を求めることが不可能な寄稿者が常に存在する可能性があると指摘した。そのような場合、そのような状況にある人には決して公開されることのない文書の要素が常に存在することになる。また、共同で作成した報告書について、著者の一人が開示に同意していくても、もう一人が同意していない場合の例も挙げられた。

49. 当裁判所の見解では、申請人のようない状況にある者は、条約によって保護される、幼年期および早期発達を知り、理解するために必要な情報を受け取ることの重要な利益を有している。一方、公文書の秘密保持は、客観的で信頼できる情報を得るために重要であり、そのような秘密保持は、第三者の保護のためにも必要であることを念頭に置かなければならぬ。後者の観点からは、英国のように記録へのアクセスを投稿者の同意に依存させる制度は、国の干渉の余地を考慮すると、原則として第8条の義務に適合するところと考えることができる。しかし、裁判所は、

このような制度の下では、記録の寄稿者が利用できないか、不當に同意を拒否した場合に、私生活や家族生活に関連する記録へのアクセスを求める個人の利益が確保されなければならないと考える。このような制度は、投稿者が回答しないか同意を保留在した場合に、独立した当局が最終的にアクセスを許可しなければならないかどうかを決定することを規定している場合にのみ、比例原則に適合しているのである。このような手続きは、本事件の申請人には用意されていなかった。

したがって、踏まれた手続きは、条綱第8条が要求するGaskin氏の私生活および家族生活の尊重を確保することができなかつた。したがつて、同条項に対する違反があつた。

### III. 第10条違反の申し立て

50. 申請人はさらに、第8条の違反を構成するのと同じ事実が、第10条の違反を生じさせると主張した。

#### A.金銭的な損害

55. まず、Gaskin氏は、過去および将来の逸失利益に関する合計380,000ポンドを超える金額を請求した。彼は、自分が受けた機会の喪失により、雇用の見込みが損なわれたことを主張した。

"I.すべての人は、表現の自由に対する権利を有する。この権利には、公権力による干渉を受けず、国境にかかわりなく、意見を持ち、情報及び考えを受け、及び伝える自由を含むものとする。この条は、國が放送、テレビ又は映画の事業の免許を要求することを妨げるものではない。

2. これらの自由の行使は、義務と責任を伴うものであるため、國の安全、領土の保全又は公共の安全のため、秩序又は犯罪の防止のため、健康又は道德の保護のため、他人の名譽若しくは権利の保護のため、秘密裏に受領した情報の開示を防止するため又は司法の権威及び公正を維持するために、法律の定める形式、条件、制限又は罰則を受けることがある。"

51. 委員会は、第10条は、本件の状況において、申請人に、地方当局の意に反して、当該当局が保有するファイルへのアクセスを得る権利を与えるものではないと判断した。政府もこれに同意した。

52. 当裁判所は、前述のLeander判決で行ったように、"情報を受け取る自由に対する権利は、基本的に政府が、他人がその人に伝えたいと望み、あるいは伝えたいと思うかもしれない情報を受け取ることを制限することを禁止している。"とする。(と述べている(シリーズA第116号、29頁、ペラ74)。また、本件の状況においても、第10条は、当該国に対して、当該情報を個人に付与する義務を具体化するものではありません。

53. したがつて、第10条によって保護されるGaskin氏の情報を受け取る権利に対する干渉はなかつた。

### IV. 第50条の適用(第50条)

54. Gaskin氏は、次のような第50条(art.50)に基づき、正当な満足を主張しました。

"裁判所が、締約国の方的機関又はその他の機関がとった決定又は措置が、...条約から生ずる義務に完全に又は部分的に抵触していると認める場合。条約に起因する義務に完全に又は部分的に抵触し、かつ、当該締約国の方がこの決定又は措置の結果について部分的な賠償しか認めない場合には、裁判所の決定は、必要な場合には、損害を受けた当事者に正当な満足を与えるものとする。"

政府は、被つたといふ損失と条約違反の疑いとの間に因果関係が存在することを示さないとして主張した。

56. 当裁判所は、仮に Gaskin 氏のケースで上記ペラグラフ 49 に記載されたような手続きが存在したとしても、保留された文書が公開されたであろうこと、また公開されたとしても、それが彼の将来の収入に有利な影響を与えたであろうことを示す証拠はないことを指摘する。したがって、この項目による損害賠償の請求は却下されるべきである。

#### B. 非人道的損害

57. 申請人はまた、彼が受けた苦痛、屈辱、不安に関する非本質的損害の補償を求めた。生い立ちの失敗を理由に、Gaskin 氏の地位と尊厳は不可逆的に損なわれていた。

政府は、申請人が非ペクニ的損害に関して正的な満足をえることを正当化するような現実の機会損失を被つたとは考えられないとして主張した。仮に機会損失があつたとしても、申請人は請求された損害と認められた条約違反との間に因果関係を立証していない。

58. 当裁判所は、Gaskin 氏が、上記ペラグラフ 49 で述べたような独立した手続きが存在しないことを理由に、何らかの精神的苦痛や不安を被つた可能性があることを認める。

裁判所は、衡平法に基いて判断し、この項目で Gaskin 氏に £5,000 を授与する。

#### C. 費用および経費

59. 申請人は弁護士費用と経費を請求した。彼の請求は、1 時間当たり £60 の割合で弁護士による 650 時間の労働に基づいて計算され、事件の重要性と複雑さを反映するために 200% の乗数で増加し、それによって £117,000 の総請求額が到着しました。

当裁判所は、この請求を、当裁判所が定めた基準に従つて処理する（とりわけ、1988 年 4 月 29 日のペリロス判決、シリーズ A No.132, p.33, para.79 を参照）。79)

#### 1. 国内で発生するコスト

60. 政府によれば、国内レベルで発生した費用は、条約の違反を是正するために発生したものではなく、申請人が国内裁判所で

訴訟記録の開示を求める手続きを行ったのは、あくまでも損害賠償請求の見込みに関連したことであった。

当裁判所は、国内手続の終了後に発生した費用のみを検討することができるることに同意する（上記ペラグラフ 33 参照）。したがって、請求のこの側面を以下の第 61 項から第 62 項で実施する審査に含めることが適切である。

#### 2. 欧州の手続きに発生した費用

61. 政府は、請求額について争つた。記載された時間数が過大であると考えたからである。さらによれば、適切な時間給は £56 から £60 の間であった。この関連で、彼らはまた、B.V. the United Kingdom (Series A no. 136-D, p.34) の 1988 年 6 月 9 日の裁判所の判決の 15 項 (d) に依拠し、しかし、事件の性質によつては、70 ポンドの上限値が妥当である可能性を示している。

政府は、申請人が歐州評議会から受けた法律扶助によつてカバーされる金額に加えて、追加で支払う義務が発生したことに異議を唱えなかつた。もし裁判所が裁定を下すとしたら、それは同等のケースで下される裁定よりも大きいものであつてはならない。

62. 当裁判所は、請求された総額は量的にも合理的でないという意見である。すべての状況を考慮し、衡平に評価した結果、当裁判所は、Gaskin 氏には、弁護士費用および経費として、£11,000 から法律扶助で既に支払われた 8,295 フランスフランを差し引いた金額が払い戻される権利があるものと判断する。

以上の理由により、裁判所は

1. 第 8 条の違反があつたことを 11 票対 6 票で支持する。
2. 第 10 条の違反はなかったと全会一致で保持する。
3. 9 票対 8 票で、英國が申請人に對し、非刑事的損害として £5,000 (5 千ポンド)、弁護士費用として £11,000 (1 万 1 千ポンド) から本判決の日に適用されるレートでポンドに換算された £8295FF (£8,295 フランスフラン) を差し引き、その差額に付加価値税を支払うべきものとする。
4. 正当な満足を求めるその余の請求を棄却する。

ガスキン対英國判決  
リシュダル裁判官、クレモナ裁判官、ゲルクルクル裁判官、マッシャー裁判官およびヴィンセント・エヴァンス裁判官の共同反対意見  
リシュダル裁判官、クレモナ裁判官、ゲルクルクル裁判官、マッシャー裁判官およびヴィンセント・エヴァンス裁判官の共同反対意見見  
判官の共同反対意見見

Rolv RYSSDAL  
社長

レジスターの場合  
ハーベート・ペツォルト  
副登録者

条約第 51 条第 2 項 (art.51-2) 及び裁判所規則第 52 条第 2 項に従  
い、以下の個別意見を本判決に付する。

(a) Ryssdal 氏、Cremona 氏、Gölcükli 氏、Matscher 氏及び Vincent Evans 卵の共同反対意見です。

(b) ウォルシュ氏の反対意見。

1. 我々は、地方自治体のファイルに含まれる記録が、Gaskin 氏の私生活および家族生活に関連しており、そこへのアクセスに関する問題が条約第 8 条に基づく問題を提起しているという、裁判所多数派の認定を受け入れる。しかし、我々は、本件において第 8 条 (art.8) の違反が立証されたことに同意しない。
2. Gaskin 氏が看護されていた当時、Boarding-Out of Children Regulations 1955 の規則 10に基づいて作成された事件記録の機密性は、英國の裁判所によって明確に肯定されており、特に Re D. (Infants) [1970] 1 WLR 599 のケースは、1980 年に Gaskin 氏の文書開示申請を却下した高等裁判所と控訴裁判所の判決に続いている（同裁判所の判決ペラグラフ 14 から 18 を参照）。この点に関する高裁の Borcham 裁判官は、控訴院でもその認定が認められたが、「関連文書の機密性を保持することが、チャイルドケアサービスの適切な機能のために必要であることに疑いの余地はない」と述べている。
3. 歐洲委員会と裁判所が認めているように、ファイルの内容の機密保持には正当な目的、つまり狙いがあった。それは、秘密裏に情報を提供した人々の権利を保護するだけでなく、保育制度の効率的な運用に寄与することで、保育を必要とする子どもの権利を保護する役割も果たしていた。
4. 確かに、個人ファイルへのアクセスに関しては、他の締約国ではよりオープンな方針がとられており、現在イギリスでは、1987 年に制定された「個人ファイルへのアクセス法」とそれに基づく規則において、将来記録される情報に関するこのようなアプローチが採用されています。しかし、私たちの意見では、既存の事件記録が編集された根拠を過的に変更することは間違っている。Gaskin 氏のファイルへのアクセスを含め、これらのファイルへのアクセスにに関する問題は、情報が提供された際の機密保持の条件を適切に考慮した上で検討されなければならない。
5. Gaskin 氏は、第 8 条に基づく私生活および家族生活の尊重に対する権利により、自分の事件等の全文にアクセスする権利があると主張している。被申立人政府が同氏に閲覧を許可する種々的な義務を負っているかどうかを判断するにあたり、裁判所は

確立された判例法に従い、「共同体の一般的利益と個人の利益の間でどちらるべき公正なバランス」を考慮した（判決 42 項参照）。また、裁判所は、*Abdulaziz, Cabales and Balkandali* 事件（シリーズ A 94, p.33, パラ 67）の判決において、「尊重」の概念は、特に第 8 条に固有の積極的義務に関する限り明確ではなく、したがって、この分野は、締約国が、共同体と個人のニーズと資源に十分配慮して条約の遵守を確保するための措置を決定するにあたって広く評価余地を楽しむ分野と指摘している。

6. 本事件の裁判所の判決には、申請人がその内容に付随する守秘義務に關係なく、自分のファイル全体にアクセスできることを認めず、アクセスは選択的にしか与えられないということが暗示されている。

7. 政府は、ファイルへの貢献者それぞれに、貢献した情報を開示する許可を求める書き、その後、同意を得た者が提供した文書を申請人が利用できるようにすることによって、英国の当局は、申請人のアクセス要求を満たすために適切にできる限りのことを行ったと主張する。提供者の同意なしに秘密裏に提供された情報を開示することは、全く不適切であり、誠実さに反するというのが、政府の見解である。

8. 裁判所は、投稿者が回答しない場合や同意を留保する場合にアクセス権を付与するかどうかの最終判断は、独立した機関が行うべきとの見解を示している（判決文 49 項参照）。このような制度は、投稿者の同意なしに秘密裏に受領した情報を開示することを想定している以上、投稿者の立場を公正かつ適切に尊重・保護するものではないとして、重大な異論を挿む余地があると考えられる。

9. 私たちの意見では、Gaskin 氏のファイルのどの部分を利用できようとするかを決定するために英國当局が行った手順は、状況における利害の公正なバランスを表すものとして受け入れられるべきである。

10. 最後に、我々は、非刑事的損害の支払いがこのケースで正当化されることに同意しない。申請人が受けたストレスと不安は、ま違いないく、申請人のケースファイルへのアクセスを許可しないことによって生じたものであり、申請人にさらなる文書の公開をもたらすか否かの検討手続きの次第によって生じたものではない。したがって、これは、第 8 条の違反の認定が、第 50 条（art.50）の目的のための十分な正当な満足を構成するケースであると我々は考えている。

## ウォルシェ判事の反対意見

- 私の意見では、条約第 8 条（art.8）は、本事件では適用されない。申請人が求めた情報は、Liverpool City Council に対する損害賠償のための彼の法的行動を促進するためのものであった。私生活と家族生活を尊重する権利を擁護するため、またはそれを促進するために求められたものではない。さらに、本申請は、事実上、事件の本質に照らして、秘密裏に授受された情報の暴露を許可しないことを決定した英國の裁判所の命令に対する上訴である。
- 私の意見では、条約第 10 条が適用される。第一に、公的機関から求められる情報を受け取る申請人の権利は、条約第 10 条パラグラフ 1 に含まれる保証の範囲に入る。条約 10 条 1 項に含まれる保証に該当する。求められた情報は、彼の法的手続きに関連するものであった。リバプール市議会の情報提供の意欲は、そのまま問題の文書を覆つていた議論の余地のない守秘義務を破ることになるという理由で、英國の裁判所によつて制限された。私の見解では、これは条約第 10 条第 2 項で認められた資格の範囲内である。實際には、46 人の情報提供者のうち 19 人が守秘義務を放棄することに同意し、開通文書が申請人に提供された。申請人の法的手続きを追求する自由は損なわれておらず、申請人は条約第 6 条第 1 項によつて保証された権利を自由に行使することができる。6 条 1 項によつて保証された権利を行使する自由がある。彼は、自分が受けたとされる人身傷害について直接の証言を提出し、英國の手続法の規則に従つて証人を尋問し、反対尋問を行うことができる。英國の裁判所がその裁量で申請人に求める文書へのアクセスを与えたかもしないと。いう事実は、条約第 10 条第 2 項の構成に影響を与えない。この問題は、私の見解では、本件の状況において、社会福祉の非常に微妙な分野に関連する秘密裏に受領した情報の開示を防止するためには民主主義社会が必要であるとして正当化できる理由で、英國の法律に従つて決定された。
- 私の意見では、条約違反があつたことは示されていない。